

[事案 24-153] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 8 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な契約手続により、申立人の意思と異なる内容の保険契約が成立していたとして、契約の取消しと既払込保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月、3 件の積立利率変動型終身保険に加入する際、募集人に対して各全期前納保険料を約 500 万円（合計約 1,500 万円）として加入することを希望したが、以下の理由により、契約を取り消し、（契約者貸付金額を控除した）既払込保険料を返してほしい。

- (1) 本契約の保険料は、初回保険料と 2 年分の前納保険料の合計が 1,525 万 8,417 円で、その後は、年払保険料合計 511 万 290 円を 12 年間にわたり支払う必要のある契約であった。
- (2) 申込書等の押印は募集人が用意した印鑑によるものであった。
- (3) 申込書等に記入された日付は私が自書したのではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集時、保険料の払込み方法等を含め、契約内容の説明を適切に行っている。
- (2) 申込書等の日付の筆跡は申立人のものではないが、署名は自署である。
- (3) 契約後に払済保険への変更等を行っていることから、契約の有効性を追認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 本契約の成否について

- (1) 本契約の申込書等には、申立人による署名があることから、申立人の意思にもとづいて作成されたものと認められ、他に特段の事情のない限り、申立人による申込みがなされたことと推認される。
- (2) 申立人が署名した経緯については、いつ・どのような状況で自署したのか明確な説明はなく、本契約の申込みがなされたことと推認を覆す特段の事情は認められない。募集人が用意した印鑑が申込書等の押印に使用されたことや、申込書等の日付が申立人の自署ではないことは、本契約の申込みの推認を覆す特段の事情とは認められない。
- (3) 以上より、本契約が不成立との主張を認めることはできない。

2. 錯誤無効について

当事者から提出された証拠より、申立人は、全期前納保険料の合計額を約 1,500 万円とする 3 件の積立利率変動型終身保険への加入を希望していたと認められ、申立人には、本契約の保険料について、要素の錯誤があったと認められる。しかし、申込書等の記載内容から保険料について理解するのは容易で、申立人は、申込書等を十分に読まずに署名しており、重大な過失があったといえるので、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。よって、錯誤無効の主張を認めることはできない。

3. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりだが、本件は、以下の事情を考慮して、和解により解決すべきであると判断する。

- (1) 諸般の事情を考慮すると、そもそも申込書等が適切に作成されたといえるのか疑問がある。
- (2) 本契約の内容について説明が十分になされたのか疑問が残り、申立人の錯誤は、募集人の説明不十分に起因していた可能性も否定できない。
- (3) 契約時、申立人は退職していて収入はなく、他の証拠からも、申立人が、12 年にわたり、年 500 万円を超える保険料を支払うことのできる収入や資産を有していたと認めることはできない。したがって、本契約は、申立人の財産の状況に照らし不適合であり、募集人において適合性の確認が適切になされたと認めることはできない。